

納降所等ニ銃爆撃ヲ受ケ損害相當大ナリ

自ヤツブ方面〇七三五ヨリ〇八一〇迄戰艦連合ノ編隊ヲ以テ數次ニ

互リ主トシテ陸上陸地施設市街地ニ對シ徹底的ニ銃爆撃ヲ加ヘ其ノ

大部ヲ炎上セシメラレタリ

三戰果 一三機ハ地上砲火ニ依ルモノ内不確實三

三機ヲ 後編又

第十圖

海軍

115 0164

人事

局長

課長

局長

三男

三男

三男

三男

四一 受領一五〇五〇 一六一〇〇 〇二九八

一五〇五〇

〇二九八

作

第一回聯合航空隊

聯合航空隊

大 長 海上聯合航空隊 各艦隊 各機隊 各中隊

機密第〇一〇九三七番電

電令作第一三三號

一、敵有力ナル機動部隊ヲバヲオ ヤツプ方面行動中

二、第一機動航空司令官ハ左ニ據リ臺灣東方海面上機動ヲ實施スベシ

(イ) 使用機中五機

(ロ) 回數一日一回

(ハ) 機動時刻表點(臺灣島)上空〇七三〇

三三〇 海軍

人事局

第十課

四 一 陸軍二一五二 陸丁二三四七 (〇〇四三四) 作 務
陸給二三〇五

● 二 空 襲 部 隊

● 内南洋方面航空部隊職制編成報告信鑑所

機密第〇一一〇五二番電

二△● 戦國縣報 (三月三十一日) 其ノ二

下被書多

(一) 飛行機炎上号戦二〇機 陸攻四 (内組立二・一) 陸偵二機等式

輸送機二機

(四) 大中隊等機七機陸攻二機

(三) 要修理等機二五陸攻三

(二) 人員暴狀ナシ

六三四 呂二B (八九九五) 四番

海 軍

三 滑走路使用可能。
 二 飛行隊指揮所一
 二 機要員待機所二
 二 燃料庫二
 二 乗用車二
 二 大砲臺上

第壹十信

海軍

45

作

四三
 受領開始〇〇二〇四一
 轉了〇三四五
 〇〇一〇八五
 作

三十根

長・聯合艦隊P・中部太平洋方面艦隊P
 官・各艦守尉

機密第〇二一八〇〇番電

戰國海報（三月三十一日）續載其ノ二
 空襲ニ依ル被害左ノ如シ

- 一 施設（棟數）
- (1) 流失七七三（施設部一九發備給一六軍需部一四其他二四）
- (2) 倒潰七（工作部四其ノ他三）

一三九七 呂二Bノ七八五五G一三〇 海軍

第十課

人員

(A) 半濱二〇（航空機分工編一五其他五）

(B) 一部焼失一 計一〇一

(4) 附屬艦艇

戦死二六重傷二五輕傷四五行方不明一八計一一四

(ロ) 陸上部隊及各艦

戦死三〇重傷三六輕傷三一計九七

(ハ) 施設部派遣隊（ヤツブ及ベリリュ）戦死六重傷一輕傷五計一二

(ニ) 船組防空隊（五〇一、五二一、五三一）

戦死〇重傷一計一

(ホ) 防空隊（五七、八七）及八五隊備隊

戦死八重傷二輕傷一二計二二

總計戦死七〇重傷六五輕傷九三行方不明一八計二四六。

海

電

電
一五
編

第十信課

左記部員五員、總長、副長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、

事務課長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、

事務課長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、(事務主任、事務課長)ノ事務長、

海軍

119 KdF 2210

人事局

局長

課長

主任

第十課

第...

作

開始〇三〇八

日

〇九二二

〇一八二八

作

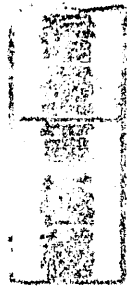
...

第一、第三、...

...

大...

...



...

...

...

...

...

...

一六五〇

...

...

海軍

20 0123

GKF

人
局長

課長

司員

三男 福

赤坂

寺井



三

三

三

三

三

三



三

三

三

三

三

然亦以國方無難事也惟其時之盛衰與否以觀之亦猶本二之於其
 故國之氣是也其時之盛衰與否以觀之亦猶本二之於其
 故國之氣是也其時之盛衰與否以觀之亦猶本二之於其
 故國之氣是也其時之盛衰與否以觀之亦猶本二之於其
 故國之氣是也其時之盛衰與否以觀之亦猶本二之於其
 故國之氣是也其時之盛衰與否以觀之亦猶本二之於其
 故國之氣是也其時之盛衰與否以觀之亦猶本二之於其
 故國之氣是也其時之盛衰與否以觀之亦猶本二之於其
 故國之氣是也其時之盛衰與否以觀之亦猶本二之於其

一 漢書 卷九十七 西域傳第六十七

漢書

卷九十七

第十信課

海

馬

121 94 0125

親至

人事

局長

課長

局員

局

第十課

寺

作

三野 隆雄 (MITSUNO TAKAO) 第一課長 (OKINAWA) (8121111)

● 局長 (局長) ● 課長 (課長) ● 局員 (局員)

局長

局長 (局長) 第一課長 (OKINAWA) (8121111)

局長 (局長) 第一課長 (OKINAWA) (8121111) 局長 (局長) 第一課長 (OKINAWA) (8121111) 局長 (局長) 第一課長 (OKINAWA) (8121111) 局長 (局長) 第一課長 (OKINAWA) (8121111) 局長 (局長) 第一課長 (OKINAWA) (8121111) 局長 (局長) 第一課長 (OKINAWA) (8121111) 局長 (局長) 第一課長 (OKINAWA) (8121111) 局長 (局長) 第一課長 (OKINAWA) (8121111) 局長 (局長) 第一課長 (OKINAWA) (8121111)

局長 (局長) 第一課長 (OKINAWA) (8121111)

海軍

中央の海軍部... 海軍省... 海軍... 海軍部... 海軍省... 海軍部... 海軍省... 海軍部... 海軍省... 海軍部... 海軍省... 海軍部... 海軍省...

海 軍

第十信 課

122

14

局長

課長

局長

石川

石川

三勇

三勇

寺野

親展



受了

二一〇八
三〇〇〇

〇〇〇〇〇〇
二
九九八〇九
〇九四一〇
八三〇七九

次次

長官

聯合艦隊司令部・南西方面艦隊司令部

二重線、三重線、四重線、五重線、六重線、七重線、八重線、九重線、十重線、十一重線、十二重線、十三重線、十四重線、十五重線、十六重線、十七重線、十八重線、十九重線、二十重線、二十一重線、二十二重線、二十三重線、二十四重線、二十五重線、二十六重線、二十七重線、二十八重線、二十九重線、三十重線、三十一重線、三十二重線、三十三重線、三十四重線、三十五重線、三十六重線、三十七重線、三十八重線、三十九重線、四十重線、四十一重線、四十二重線、四十三重線、四十四重線、四十五重線、四十六重線、四十七重線、四十八重線、四十九重線、五十重線、五十一重線、五十二重線、五十三重線、五十四重線、五十五重線、五十六重線、五十七重線、五十八重線、五十九重線、六十重線、六十一重線、六十二重線、六十三重線、六十四重線、六十五重線、六十六重線、六十七重線、六十八重線、六十九重線、七十重線、七十一重線、七十二重線、七十三重線、七十四重線、七十五重線、七十六重線、七十七重線、七十八重線、七十九重線、八十重線、八十一重線、八十二重線、八十三重線、八十四重線、八十五重線、八十六重線、八十七重線、八十八重線、八十九重線、九十重線、九十一重線、九十二重線、九十三重線、九十四重線、九十五重線、九十六重線、九十七重線、九十八重線、九十九重線、百重線

機密

機密第〇三二三四七番電

五分ノ一、二、三、四、五

第一南支隊司令部長官

四月初頭ニ於ケル情況判明（西方正南ニ對スル）

下情

印紙

(1) D B・D 國境線ハ三月上旬以降全線ニ亘リ活況ヲ呈シ特ニ

フイヨンノ傍谷方面ニ於テハ敵ノ積極的企圖顯著

(2) 一ツノ敵ノ作戦ハ順當ニ進展シツツアリ且チ各方面特ニ大ナル變化

海軍省

第三〇一七四九〇號

海

馬

ヲ観メザルモ三月中旬以後アンドン諸島方面ニ於ケル敵機偵察
 度數ノ急激ニ上昇セルハ注意ノ要アリ(週一同程度ヨリ最近數回
 トナル)D方面ノ情況ハ不明ナルモ既報ノ如ク同地ニテ訓練中
 ナリシ「コマンド部隊」ハ其終了期ヲ繰上タリトノ緊急情報アリ
 (イ) 西岸方面ニ於ケル敵潜水艦ノ出現數ハ二月
 上旬以降頗ル増加シ(一月九・二月一七・三月三四)三月ハ従前
 ニナキ活況ヲ示セリ
 (ロ) 各方面空襲其ノ他各方面ノ戦況ニ依リ對日關係ニ若干ノ浮動
 ハ預レザルモ當分現状維持ノ情勢ニアリト観ム
 (ハ) 二月以降ニ於ケル我が海軍ノ優勢ナル艦艇航空兵力ノ各方面
 中ノ状態及D方面ノ「ウ」艦作戦ガ敵側ニ與ヘタル刺激ハ相當ニ
 大ナルモノアルベク之ニ伴フ戦艦ノ促進延イテハ敵ノ反撃ヲ予
 期スルノ要アリ

第十信課

海軍

一 般ニ敵性ノ露略行爲ハ激化ノ傾向顯著ナリ

三 敵全圖ニ對スル判断

(1) 管面ノ主目標 軍事施設即支連絡路ノ打倒ニ置キアリト観ム

(2) 右助成ノ爲列次我ガ陸軍ノ「ウ」動作觀察ノ爲リ西岸（^{アセヤフ}）

（^{バングラ}）間ニ對シ上陸作戦ヲ企圖スルノ算大ナル爲ナリ

(3) アンダマン諸島ニヨバル諸島ニ於ケル敵機敵潜ノ情況（^{ヒンデ}）

ヲ見テ南方面ニ對スル積極的企圖ハ進行セリト観ム

(4) 西岸方面ノ情況モ何等カノ企圖發現ノ前提トシテ警戒ノ要アリ

(5) 敵機ノ探照機潜水艦ノ攻撃ハ主トシテ後方補給線（^{近海}）・鐵道・

自動車線ノ破壊ニ指向サレアリ我ノ補給路遮断ニ急々努ムルモ

ノト観ム

三 行動豫定

(1) 一點ヨリスル大規模ナル反攻作戦ハ未ダ其算大ナラザルモノト観

第十信課

海

軍

▲ルモ陸上作戦及太平洋作戦ニ増強スル爲メ作戦ハ積極セラルル
情況ナリヲ以テ西太平洋アンダマン群島ニコバル群島方面ハ積極ノ
要加意セリト認ム

(甲) 南進後ノ膠着ヲ避ニ南極西正面海上哨戒ヲ嚴ニスルノ要大ナリ

(乙) 連ニ連艦ヲ要アリト認ム。D・D・D方面偵察

(丙) 敵ノ本格的反攻ニ備ヘ第一線航空兵力ノ充實ヲ最要トス之ガ爲
航空基地ハ既計畫ノ外大「コロ」島トニリ附近近海地ニ連ニ連艦ヲ要
アリ決成戦力増強力ノ強化ヲ急務トス

(丁) 前線ノ軍需品集積ヲ急務完成スルト共ニ確保ノ對策ヲ確立スルヲ
要ス之ガ爲輸送及海上護衛強化最要ニシテ對潜艦艇航空機及
送給艦ノ速力ナル充實ヲ要ス。

第電
十信
訓部

海

電

入道局

課長

生野 新屋



新上原 五月十三日(大正)...

新上原 〇四一四〇五番

西カリ

一、西カリ...

二、西カリ... 五月十三日(大正)...

二三九六 西二〇八八九五

海軍

0182

124

GF

天

昭和十八年三月一日
東京（OH）



● 東京 第三十七号

● 東京 第三十七号

東京 第三十七号

東京 第三十七号
東京 第三十七号

昭和十八年三月一日

海軍



第三十七号

0183

2F



親展

入

● 陸軍省
● 陸軍部
● 陸軍省
● 陸軍部
● 陸軍省
● 陸軍部

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部

● 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部
● 陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

陸軍省 陸軍部 陸軍省 陸軍部

受領者 武蔵野

受領者 (要領外) 軍務局長、軍令部長、二部長、陸軍本部組織部長、防衛兵裝強化工事シテハ中央トモ折衝中ナルモ興工廠ニテハ左ノ二案アリ第一案實施ノ場合ハ入渠前ニ副官ニ差遣スルノ要アリ只今ノ處四月八日人環ノ豫定第一第二案何レニ依ラルルヤ至急何分ノ指令ヲ得度

第一案揚子江橋内修理可能ノ場合損傷復舊工費ハ四月三十日此ノ場合

二五六一

海軍

第十信課

接続ノモ塔橋可能（但射專装置及砲橋間ニ合ハズ）
 砲橋接続場ヲ修
 理ヲ要スル場合須修復砲ハ五月二十日出ノ場合砲橋射專装置及砲橋
 ノ一部間ニ合フ
 第二案砲角砲ヲ増設セバ六月十日完成（但シ砲橋装置及砲橋接続場
 間ニ合ハズ）

第 11 号

海軍

26

14AF

作

人事

...

...

...

...

大五 受領一〇五三〇 丁〇二〇〇 (〇二) 船本

...

● 南東方領海警備口・二八號機P・九〇二空・九五八空

● 聯合艦隊司令部・中隊太平洋方面警備口・八〇一空・一三船團統括指揮官

機務部〇五一―一三一機電

發 一週艦隊警備訓練繼續指導

聯合艦隊司令部作務一課機二隊中在兵部訓練要員集中ハ左ニ依リ實施ス

一、四月六日乃至四月十一日

二、機務部二課乃至三課

三、行動部機〇八〇〇PS機一二〇〇PT機警備訓練各機四五〇〇立一

四、〇〇PT機一〇〇RR機人員訓練各機三五名二〇〇〇R機〇

一〇〇PT機燃料補給各機〇〇〇立補給船丁機PT機PS機

二九七二 四二日(一)一〇〇九五(五)海軍

四 鐵路 P B I P P I カ ビ エ ン ー R R
其 通 信

(4) 使用電波 五 四 三 〇 瓦

(5) 呼出符號 七 本 井 一 乃 至 六

(6) 使用暗號書 多 二 七

P P 二 於 タ ル 燃料補給ニ關シ特ニ御座願ヲ得度。

海

電

第 一 七 號

3KF

入等

五 受領 一八三〇 一八九〇 (〇二四七三) 作

- 大海軍一部・聯合艦隊中・南國方面艦隊中・中部太平洋方面艦隊△
- 第三南遣艦隊中・第二艦隊中

後部第〇五一四五七番號

三三三三三三

現據前軍備部下後部ノ上左ニ依リヨリヲ繪圖實施ノコトニ内定セリ
陸軍兵力一箇大隊桂一部缺約四〇〇名作戰期間「ムニウ」ヨリ陸約
一ヶ月右陸約ノ爲ニ在道中ノ第三艦隊ノ一艦ヲ充當方取計ハレ度。

三〇四五 日二五 (一五七一〇B) 三一通 海軍

1347

入事

作

六 昭和十一年五月

昭和十一年五月

(〇二五七六)

作・原本

- 八五一〇一
- 二二二〇〇
- 二二八〇〇
- 大正十一年
- 昭和十一年五月
- 〇二五七六
- 三三三〇〇
- 三三三〇〇

〇二五七六

第十三號

第八五一〇一、二二二〇〇、二二八〇〇、大正十一年、昭和十一年五月、〇二五七六、三三三〇〇、三三三〇〇、

（各等）

（各等）

（各等）

三二〇八

第二日（五九〇五）二二二

海軍

6810
GF

第一課 局員

四
七六
要領 〇〇〇〇七
開始 〇〇一三〇〇

了 〇一五五

〇三〇七〇 人

海軍省、大 海 参 一 部

要領者、三 二 根

受領者、中部太平洋方面艦隊口・三〇根、南西方面艦隊口・一機動艦隊口
二六根

機密第〇六二一四一番

發 聯合艦隊參謀副長

航空便及其ノ他ノ都合モアリ、海軍機密行動ヲ左ノ通り變更ス
七日 P P P 艦隊攻領 九日 参謀副長軍令部次長ト連絡 十日 P P 着
十一日 P P 被擧演へ十日以後八五一空大艇型飛行機山本機團参謀及
有馬第一機動艦隊参謀ハ七日發大艇便ニテ P P 直行。

三八三五

日一五九〇五〇二一十一道

海 軍

4/8-6



四七
 受領一九〇〇
 丁三四〇〇
 〇〇〇三三三
 五五四三一九二
 四九二
 作・参本

南東方面... 各...

... 〇七一一一六番電 ... 三分、六三三

- 〇五〇攻撃作戦ニ於ケル機動、攻撃
- 一、森林戦ニ於ケル教育訓練上特ニ重視スベキ事項
- (1) 敵機ノ至極ナル暗殺下ニ於テ徹底的制動前進法
 - (2) 指揮掌握ト方向
 - (3) 砲撃下ニ於テ個人防衛態一様体系ノ構築
 - (4) 近傍ノ敵機周到ナル偵察
 - (5) 敵機隊形追撃砲射止

四二六八・四二七八・四二八九 四二五一九八九〇(一)八種海 軍(一)

第十課

(6) 陸軍隊員ノ強行軍野營營地補給

(7) 戦線維持時ノ之ヲ打斷せ

(8) 内地ニテ密林戰演習トシテ森林中ノ黎明霧幕並ニ夜戰

三 我有效戰法

(一) 肉迫手榴彈戰敵ハ我近接肉迫ヲ捕レ替ニ密林中匍匐前進セバ敵陣

前五米迄近迫シ得

(二) 「ク」彈ハ小規模戰ニ有效

(三) 大分敵後網ハ切斷容易

三 米軍ノ特長

(一) B O 約七軒半平方圈内ニ三個飛行機歩兵約二ヶ師團中ヲ以テ約

四ヶ月間ニ堅固陣地ヲ構築守衛シアリ

(二) 敵陣地ハ鐵條網一網密敷極強固禦砲彈二〇〇米中ノモノ一ヶ四〇

乃至八〇米間隔ニ四重敷置シ其ノ長ニ特火點一高サ四尺程度ニ、

第十信課

海軍

三名入四木村製一ヲ離派ニ裝備シアリ

自智能の術策一傳陣地備砲臺ヲ構築之ニ務列等一ヲ弄ヒル戰闘ヲ行

フ

敵ノ敵ヲ策動トシテ喧傳ヒラレタル「マイタロホン」裝備ハ全然

見受ケズ（不定）

同敵陣近ク我ガ照敵進撃ヒバ五・六〇〇米平方地域ニ彈幕地帯一五

〇一〇門程度ヲ集中ニ・三〇門ノ距離）ヲ構成

因敵ノ反撃ハ歩兵ニアラズ戰車ナリ

敵ノ手榴彈ハ投擲者ナリ戰死傷者中戰車迫撃砲ニ依ルモノ約七

五％銃口敵機銃擊熱一五％飛行機銃擊熱約八％腹痛マラリア熱

四五％再氣熱熱不良三、四〇％下痢症二〇％

其糧食日糧第一齒齋米四〇〇グラム餘方三〇〇グラム。

（軍通誌 本營隊半隊ノテ多シ）

電信課
第十課

海

軍

31

入

四七 陸軍 一八〇〇 陸丁 二〇三〇 (〇三四六六) 水陸

第三十親衛隊

海上軍艦隊司令部 第一海上軍艦隊

大連第一師 中部太平洋方面陸軍 第二海上軍艦隊

聯合艦隊司令部 四八、九各艦隊司令部 三本軍艦隊司令部 三十七師

一、四本軍艦隊、地點ニ設帳セリ(赤松)マカキカニ「島」一三八一
三、五度四七五〇米 三五九、五度五三〇〇米 三四三、四度四七
二〇米 三四三、五度五二三〇米 三四一、度五六六〇米 三三〇、
五度四八三〇米 三三二、五度五九四〇米 三三一、五度六三一
米 三三九、五度六六七〇米 三三一、度九二四〇米 以上並經
三四三、五度五五二〇米赤松海峽

四二一五 陸二〇 一五七一〇 陸一三 海 軍

第六、
線録

三九四四一 般船ノ運送支ナシ

爾來先人運送シアリ船地ハ「ウルクタベル」島北方海面使用ノ指定
關係各都ニ照會方取附相成也。

第五
十一
課

海

軍

32

Kdf

入局

八七

開始〇三〇四

〇二四一〇三五六七(特)



● 聯合株式會社

● 大正一〇年・本會社が東京市に設立され、第一回定

額資本金〇七二七二二一圓

第一回定額資本金

〇七二七二二一〇四三番

地方意見ハ、東京ノ通ナルニ、同日△ヲ採リ、時ハ左ニ決リ、協方可能ノ見

込ナリ

第四回定額資本金(三萬)外二回及三回ノ増額並ニ第三回定額資本金抽出時ノ

額資本金(五萬)後、東京市大和郡(現時進出)ノ増設ニ充當スルトセ

四三三七

五二五(四七四五)一〇

海

軍

33 4F

人事局

四八 受備〇八五〇一 丁〇九四〇 〇〇四二八二 作



東京通信隊・第五通信隊
第三通信隊

横濱電 〇八〇九〇一 番電 二分ノ二



陸 第四通信隊參謀長

宛 大海參一部長 〇〇〇司令長官

通報 聯合艦隊司令長官 第一航空艦隊司令長官旗鑑

戦訓及所見

三月二十九日以來連日敵空襲ニ備ミルニ戦斗機ヲ随伴セザル致シテ
結局夜間高高度爆撃ニ候ラザルヲ得サルヲ以テ被害局限對策防空階

四八四八、四八七七 呂二日、一七六三〇(四) 海 軍(一)

第電
十信
課

機體ノ整備及戰力ノ向上等ヲ以テ奮勵セバ俱ルルニ足ラザルモノト
認ム

三 照射能力ノ充實及夜戰機數ノ増加ハ現下ノ緊急事項ニシテ管制艦隊
照燈ハ極メテ不如意ニシテ現状ハ聽音機^附陸軍照燈ニ依存シツツ
アリ

三 重要物資器材艦船飛行基地家屋ニ對スル被害ハ大ナラズ迅速果敢
突撃消火法ノ徹底ニ依リ之ガ被害又減少シツツアリ但シ多量集積中
ノ軍需品彈藥爆彈類ノ分散防弾化ニハ未ダ遺憾ノ點アリ之ガ陸路ハ
素掘要具ノ不足ナリ

四 P T 防禦ノ要決ハ戰鬥機行動圈内島嶼ヲ敵ニ與ヘザルニアリ敵ノ P
P T M 攻撃對シテハ P T 同様之ヲ重視シ航空兵力艦艇ヲ集グテ敵
ノ企圖ヲ破撤同地ヲ確保ノ要アリ

第十號

海軍

兵ヲ前進基地トスルP Bノ攻壓ハ現戦局必須ノ手段ニシテP B B
 防備可能程度及現存兵力(捕虜ノ習ニ依レバ大型機ニ〇機小型機三
 〇機程度)ニ依リ手頃ノ作戦ナリト認ム尙戦斗機ノ進出ハP B補給
 防備強化ト調査ノ爲ニシテ是非共實現ノ要アリ
 六敵潜水艦艇隊ノ爲難外陸機ヲ手懸月兩ヲ利シ水上機ヲ以テ終夜制壓
 掃蕩ヲ行ヒツツアリ敵機ノ被害増加ト相俟ツテ敵ノ企圖ヲ封ジル手
 段ナリト認ム。

電信課
第十課

海

軍

人事

添添

第十信課

四八 二〇二〇〇 丁 三三三〇 〇〇八八 伴・末崎

● 第三...

● 大...

...



...

...

MAONAKANT ROOK

KAGA KROD

PANAR KROD

...

...

0199

人

急電

一 一 一
受電 二〇四三〇

丁二二二五

〇〇〇
五五五
七五五
七五五
三五〇

作



南國方面... 陸軍省... 海軍省... 陸軍省... 海軍省...

大... 中... 海... 陸... 海... 陸... 海... 陸... 海... 陸...

一 一 一 二 六 番 電 三 分 ノ 一 三 三

日 本 電 合 作 第 三 〇 三 號

大 海 協 議 三 六 三 號 及 聯 合 海 陸 協 會 作 第 四 五 號 二 依 以 竹 煙 國 ノ 議 議
左 二 依 以 實 施 又 關 係 各 部 隊 ノ 時 二 風 務 ナ ル 計 畫 ノ 下 二 相 互 追 察 ヲ 密

六 九 七 九 六 九 八 八 六 九 九 九 日 三 日 一 九 五 五 〇 〇 二 十 一 通

海 軍

第 十 五 課 係

ニシテ艦船ノ高全ヲ期スベシ

一、且イヨ・ロヨ各指揮官ハ各擔任區域ニ於テ竹野團比島以南行動
中ノ要衝ヲ實施スベシ

但シ「^{イヨ}」^ハ「^{ロヨ}」^ノ間ハ

艦ノ移動集中ヲ適切ニシテ強カニシテ閃電ヲキ爾艦ヲ實施スルモノ
トス 三、指揮官ハ敵國艦隊附近所在飛行機成ルハク多數ヲ以
テ右ニ強カスベシ 船團予定ノ航路附近ハ爲シ得ル限り事前掃蕩
ヲ行フモノトス

二、且、艦隊司令部官ヲシテ比島以南作戦ニ關シ船團比島到着迄
ハ及ミヨ・ロヨ各指揮官ノ指揮下ニ入ラシム

三、且、指揮官ハ比島以南大型艦ヲ突入セシムル総合航空艦隊上級
關ヲ解クヲ有利トスル場合ハ要衝船司令部官ヲシテ比島ニ在リテ
指揮セシムコトヲ得。

第11
課

海軍

人事

四三 受備始 一九四七 〇〇一五 轉丁 〇〇四五 (〇五六一〇) 作 傑

第拾十課



● 大本營海軍部・聯合艦隊司令部・中部太平洋方面艦隊司令部・

● 海上陸軍部司令部・南西方面艦隊司令部・二水雷隊司令部・三水雷隊司令部・二機雷隊司令部・白鷺・龍溪

機雷隊第一一四四三番電

● 第一機動艦隊司令部

● TVF 機雷隊第一〇一八二五番電ニ基キ五月上旬内地線ニテ第二機雷隊

機雷隊司令部ノ陸軍部ニ任ゼシムル要アルニ付 TVF 機雷隊司令部〇九〇八〇

〇番電ニ依ル艦隊司令部ノ機雷隊司令部力ハ奪取止ノコトニ取慮アリ度

尚右二艦ハ五月五日内海線可能ノ範圍ニ於テ海上機雷ニ協力可能。

七〇一三

月二日 一七五九〇(一)十通

海軍

人事

四 一 一 受領〇八四〇 譯了二〇〇三
開始〇九二〇 (〇〇五五七六八四) 作

中部太平洋方面監督

第一機動艦隊



機密第一二〇二三七番電 二分ノ二

陸 二 陸隊長

機密第一一〇一三番電 陸聯

P Pニ機密ナリシ當隊飛行機及給油員ノ大部ハ已ニP Pヲ引揚ゲ目
下ニP Pニ轉進中ニシテ飛行機ハ十三日P P増ノ決定尙四月一日附増
勢ノ飛行機ハP Pニテ受入レ整備中ナリシ所大部ハ炎上大發四機隊
(摩耶缺)五機隊計十機ノ定數ニ對シ現有僅ニ四機ニシテ之ガ補充

七三八二、七三八四 呂二日(一七五九〇)一〇通海 軍

0203

ニ困難ヲ極メテソコナラズ今次精練員ノ異動ハ陸軍飛行機
 之方編成審ヘテ行フ要アリ速ニ飛行機ヲ整備充實本格的訓練ヲ行ヒ
 急速戦力練成ヲ要スル現狀ニ付ヘテ飛行機隊ハ昨年末以來今日迄
 迄トシテ機隊所在線線地隊ノ警戒協力ニ事日ナク機動部隊固有任務
 ニ對スル訓練ハ殆ド實施シ居ラズ
 至急然ルベク取計ヲ得度。

第百七
課

海

軍

33

TYF

人事局

一三

親歴

局長

課長

員

局長

課長

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

員

局長

課長

員

Main body of the document containing vertical text columns, likely a list of names and titles.

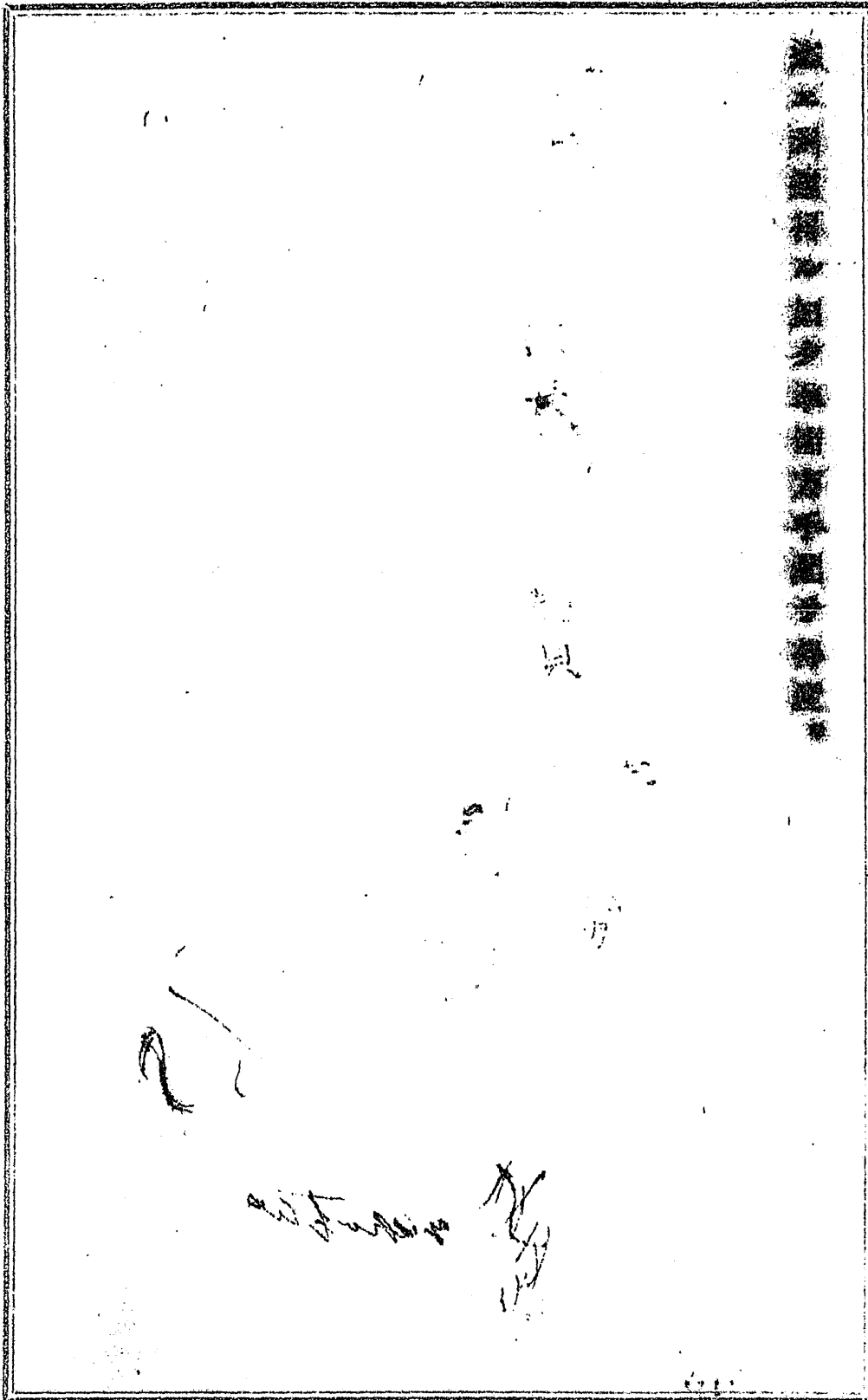
局長

課長

員

第...課

0206



海

軍

第
十
信
課

39 3F

人事局



四 一 二

受領 丁納領 九八六三三〇〇五

〇〇五五九九八六

作

共 符

東京通信隊・四、五、六、七、八、九、十、十一各通信隊・二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三各通信隊

二十三航空隊、春高航空基地、ペリリユ一航空基地

機密第一二二二一〇香電 二分ノ一二



第一航空艦隊參謀長

聯合艦隊參謀長

通導 〇、〇、〇參謀長 南西方面艦隊參謀長 第一機動艦隊參謀長

第三南遣艦隊參謀長 第二南遣艦隊參謀長 第四南遣艦隊參謀長

長 第二十六航空隊司令部 第二十三航空隊司令部 第二

七五八九・七六一八 五三〇(一〇〇五五四)五放

海軍(一)

電信課

人
事

十二航空隊隊司令官 大本營海軍參謀部第一部長

第二十六航空隊機密第○九○八○四番電

機密第○八一九二一番電

聯合陸軍機密第一○一九一○番電開聯

華島中南部方面陸上航空基地ノ各隊使用區分左ノ通取計ハレ度

一、二六航空隊ハ銀成基地トシテ「タクロバン」(五〇一空)セブ(

二〇一空)第二ダバオ(七五一空)ヲ使用但シ作戰基地トシテヤツ

プ(五〇一空)ペリリユ一及アイライ「二〇一空」ペリリユ一(七

五一空)ニ所要ノ基地除キ派遣移動集中兵力ニ對シ作戰可能ナル類

ク基地整備ヲ擔任ス

三、二三日ノダバオ方面移動兵力ハ大型機デゴス小型機第一ダバオヲ

使用ス但シバボ マノカワリ方面基地ニ所要ノ基地除キ派遣移動集

中兵力ニ對シ作戰可能ナル類ク基地整備ヲ擔任

三、一、R、D、F、ハ、サ、ン、ガ、ニ、・、サ、ン、ボ、ア、ン、ガ、基、地、ヲ、使、用、ス、海、軍、(

第...
第...

6020

40 下

緊急 親展 作

人

一三 陸軍部 一〇四五 陸軍部 一〇六四一七 (作)



● 五 通信隊

● 三 通信隊

● 東京通信隊



機密第一三〇九一五番電

三〇 領海地務司令官

宛 陸軍部 参謀長

通 領 陸軍部 参謀長 大海軍 一 部長

「コソツル」水脚「ウルシ」及「クウル」油地及水陸ヲ接當ニテ閉塞シ度キ處殘存セシムベキ油地水陸アラバ指示相成度。

八〇七〇 陸二日(一五七一〇)三編 海軍

第五十信課

人事局

第十部課

四一三 職 三三〇 丁 三三三 (OKK五九〇) 本

局長

課長

局員



大塚第一編・軍務局・
南野方面監獄口・八八一室・(本館用印待字)

機密第一三一六三〇番地

運轉ニ於テハ常設職員分給地域ニ建設部ヲ維持シ所定事業ヲ依託ス
ルコト殆下不可能ナル實情ニアリ且下八縣關係員ノ大塚約二〇〇〇名
ハ〇五五附近ニ集中シアルモ建設(國策)關係以外不可避無為徒食ス
ルノ外無シ故分業兼務活ノ風迅ナキ實情ニアルヲ以テ此ノ際第八建設
部ヲ「セルイ」方面ニ轉送セシメ第二十六建設部マノクワリ支那ヲ
管轄シテ新設建設部一第九建設部ヲ設置スルカ就ハ二十六建設部ヲ撤去

八四一七 第一日 一七八五五(三) 海軍

0120

14/9F

國任シテ第八編被録ラ之ニ取收スルカニ幾何レカヲ述ビテ餘邊ニ現在
 館ニ將來ノ作報ニ詳述スル應務ヲ整理スルヲ所望ト觀ルニ付茲茲然
 ベク取附ヲ得度
 遺テ海上輸送困難ノ折損既保者等類ノ都合アリ内閣ノミニテモ至急
 知ヲ務度

第拾部

海軍 2

142 KF

人事局

第二課長

局長

王勇

赤城

第十課長

四一五

受始

〇〇六〇〇
〇五〇〇〇

了〇八二〇

〇〇〇〇
七七六六
三三一七
一一九九
一一一一

作

作

第十通信隊

東京通信隊・第二十一通信隊

機密第一三一八〇ニ番電 四分ノ二三馬

第九特別根據地隊司令官

第一南遣艦隊隊長

通報 南西方面艦隊隊長 大本營海軍參謀部第一部長 軍務局長

一、小官今次ノ二旬餘ニ互リテ擔任海城ヲ巡視斷軍各部隊ト打合ヲ行ヒ得

タル所見次ノ通

（1）管方面ニ於ケル要點次ノ二點ニアリ

八六五四・九一七三・九二二一・九二四九 呂三日（四七四五）十通海

軍 1

第十信課

- (一) 航空機及哨戒艦艇不足ニ依ル
- (二) 西岸及島嶼方面ノ警戒不充分
- (三) 敵潛掃艇兵力ノ不足ニ依ル敵潜水艦ノ海上輸送ノ不慮掃一即チ(1)「BR」ニハ敵軍約五個大隊進駐「BR」以北ノ防備工率亦概成ノ域ニ達シアルモ「BR」以南ハ輸送力不足ノ爲防備ノ第一線トナシ得ズ(2)「BR」中敵軍進屯以外ノ離島中情況不明ナルモノ相當アリ又列島線以西ノ敵情不明ニシテ敵潜水艦ハ我航空機監視ノ不在ヲ狙ヒ島嶼間偵察陸上砲撃小船艇攻撃ヲ行ヒツツアリ
- (四) 故ニ速ニ左記ノ措置ヲ講ズルノ要アリト認ム
- (一) 航空機ヲ速ニBR及BRニ進出洋上哨戒ニ任セシム
- (二) 西岸諸島ノ監視艇數ヲ増加電波探偵機ヲ速ニ豫定地點ニ設置又特設見張所及民船ニ依ル偵察網ヲ速ニ展張ス
- (三) 敵潛掃艇部隊ヲ偵察敵潜水艦ヲ徹底的ニ攻撃ス

④ S、Qニハ水上十二艇砲以上ヲ有スル海軍對潛直衝ヲ設置

三前記三項關聯敵潛水艇統制ノ現狀及現下ニ於ケル集積檢査ノ重大性ニ鑑ミ可及的各戰隊ヲ以テ敵潛水艇ノ活動ヲ封ズル爲左記措置ヲ執ルノ要アリト信ズ一詳細書類ニテ提出

(4) 第九特別根據地隊ニ第九警備隊ヲ編入マラツカ海及「S」沿岸ヲ擔任ヒシノ「B、S」ニ司令部ヲS、A及B、Oニ警備隊「B、Q」ハ水上兵力ヲ主トス一ヲ置キ敵潛水艇ノ徹底的ニ攻撃主要線路ノ確保ニ任ゼシム

(5) 之ガ爲現第九特別根據地隊第九警備隊現有兵力ノ外増加ヲ要スルモノ次ノ通

司令一 魚雷艇二隻(二四隻) 特設監視艇八隻 水偵一又ハ艦艇一二二艘

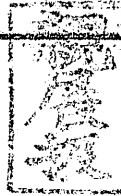
第十信限

海軍

0215

143

KdF



四三三

本日配浦セシ左記電報着信者中継通通信隊トアルハ一字ノ違ニテ大和
トモ解シ得。

電 信 課

(作 務)

記

發信者、第一機動部隊隊長

機動部隊機海第一二二〇一一番電

(終)

第電
十五課

海 軍

KK 915

親 急

四 一六 受信〇四一〇 譯了〇九一五 (〇七八三譯)

作 航本

四南道總隊P・二三對空隊A

● 大澤隊一部・南方軍司令部官一〇通氣付一・南東方面總隊P
● 八總隊P・一航空總隊P・一機動總隊P

機密第一五一二四五番電

發 南西方面總隊參謀長

通報 勢四航空軍

左ノ通打合セヲ了セルヲ以テ基地整備促進アリ度
マテロソリツド第三配備予定兵力 艦攻二七機 戦二七機
三軍V第一配備予定兵力情況ニ依リ艦攻二七

九八八五 馬二日(五九〇五)一二十一 海軍

第十部

三、其ノ他ノ飛行機ハ P D ・ P B V 第二ソリッド第一 P D 第一等
 二、ハ第一機動部隊飛行機ノ應急基地トシテ準備ス。

マシカ
 モミ

マシカ

第十課

海軍

145 紀

入事

四一五 受信一八二五 譯始二〇四五 譯了二二一五 〇七五八八 航房本

八〇二空

大 臣・人事局・各局長官・海軍部・陸軍部・佐人專部・舞人專部・吳人專部

航本總務部・?

機密第一五一三五〇番電

第八〇二海軍航空隊機密第〇四一七〇二番電ニテ報告セシ行衛不明者狀況判明セリ

一 生存者 中尉岡村(ホ一三二〇) 一等飛行兵曹今西(吳志飛一九〇〇) 同吉津(佐志飛五三一六) 同浦杉(佐志飛四一九一) 一等飛行兵曹岡田(佐志整二一八三) 同泉(舞志整六六七) 整備兵長谷川(佐志整四九五六)
二 戦死者 一等飛行兵曹田口(吳志飛一八七三) 二等飛行兵曹耳ヶ谷

九五八〇 呂一〇一〇〇九五〇一五五 海軍

電十位限

（横志飛一七一六六）

三行衛不明者 上等飛行兵曹 下地（吳志飛六九五四）。

第十信課

海軍（二）

146 7/77

人

四 一五 受領一八四八 譯了二〇一八 (〇七五五六) 作
譯始二〇一〇

● 五 通 信 隊

● 一 機 動 隊 隊 長

● 聯 合 艦 隊 隊 長

機密第一五一七二八番電

發 送 隊 長

宛 一 機 動 隊 隊 長

○ P キ 子 一 五 一 一 一 〇 番 電 二 依 以 派 遣 艦 艦 名 至 急 通 知 ア リ 度 。

九五八三

自二B)一〇〇九五C)五通

海 軍

第十信課

1220

147

7VF

局長

四一六

受備

二九〇二

了二二三〇

〇〇八〇九九

作

課長

局長

共

赤坂

符

東京通信隊・第五通信隊
横、兵、佐、神各通信隊

機密第一六一四〇〇番電 二分ノ二

三十九日司令官

FVF長官

次官 次長 各隊長官 GF長官

三月三十一日附GF價電令第二六二號ニ依リ本隊ノ指揮下ニ入りタル
沈没艦艇及日船ノ乗員ハ克クGF長官ノ趣旨ヲ体シ緊急取備促進ノ爲
本職ノ指揮下ニ勵身努力ヲナシツツアルモ爾今左ニ依リ處理致度ニ付

一〇二四五・一〇二五四

目二B 一五七一〇K(三)

海

軍 1

第十信線

可然御諒承ノ上御取計相成度

一方針

一 P P 職備促進充實ニ必須ナル人員ヲ殘存ヒシノ他ハ最近便ニテ歸還
セシム 殘留ヒシムベキ者ノ官職氏名等ハ進テ報告一通報一ス

ニ 實地要領

- (1) 各艦船ハ殘務整理員ヲ選定所管鎮守府ニテ殘務整理ニ任ゼシム
- (2) 同准士官以上ハ職備充實促進ニ必須ナル者ヲ殘留他ハ歸還ヒシム
- (3) 下士官兵ハ殘務整理員及暇傷病者ヲ除ク全部殘留ヒシム
- (4) 船員ハヨオ水遣ノ水先人ニ選定シタル船長數名ヲ殘シ他ハ全部歸還ヒシム

(5) 工作艦一明石、浦上丸ノ工員ハ第三〇工作部ノ作業全能率發揮
上必須者ヲ殘シ他ハ歸還ヒシム 特殊技術ヲ有スル工作艦ノ工作
科下士官兵ハ右ニ準ズ

第十信課

三、希望事項

預留ヒシノタル者ハ取敢ズ全部三〇根司令部附トシテ轉勤方務令粗
成度、爾後人事取扱上ノ都合ニ依リ逐次代理人補填ノ上轉勤
ニトニ御取計ヲ得度

四、願望便

逐次入泊スル總船船及航路便ヲ利用ス。

第十信課

海

軍

148 0224 報

局長 訓長 局員

四 一六 受信一九一〇二

譯了 一九二〇 〇八〇五〇

作

發信者

着信者、第三、第八各空襲部隊△、第八五一空
受報者、大海參一部



機密第一六一六一二番電

NSB電令作第三〇九號

NSB電令作第二九四號ニ依ル派遣飛行艇ハ任務ヲ解カル
速ニ三ABニ復歸スベシ。

一〇三三五 皇二日(一九五五〇二)一一一 陸軍

第十信課